

令和5年

行方市農業委員会

# 第10回総会会議録

(令和5年9月25日)

令和5年9月25日 行方市農業委員会第10回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

## 1 本日の会議に付した議案

議案第70号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第71号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第72号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第73号	現況証明願について
議案第74号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第75号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第76号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第77号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第39号	制限除外の移動届の受理について
報告第40号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第41号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第42号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

## 2 本日の出席委員

1番 矢幡幹守	2番 谷田川 栄	3番 近藤芳子
4番 茂木孝	5番 橋本清	7番 横瀬忠美
8番 古渡武文	9番 内藤宏一	10番 本澤政雄
11番 風間啓次	12番 根本正義	13番 小沼正二
14番 大久保正一	15番 郡司正彦	16番 椎名勇
17番 高塚利英	18番 根崎和枝	19番 清水量

### 本日の出席推進委員

1番 深澤泉	2番 平山正	3番 内山市也
4番 宮内正美	5番 箕輪澄子	6番 森山正一
7番 石間信一	8番 日下正之	9番 吉田正弘
10番 大原富士男	11番 横田俊信	12番 鈴木喜昭
13番 野原賢一	14番 川島隆道	15番 石田充春
16番 関口順一		

3 本日の欠席委員	6番 平塚 実
本日の欠席推進委員	なし

## 4 議事内容

(開会宣言) 午後 3時00分

事務局 ただいまより令和5年行方市農業委員会第10回総会を開会させていただきます。

(会長挨拶)

事務局 総会議事日程第2、会長挨拶。

会長 高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

それでは、総会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

暑さのほうも彼岸となり、やや過ごしやすくなってきているようです。でも、10月頃にはまた暑さが戻ってくるということでございます。

このような中、インフルエンザの感染者が多くなっているそうです。それに加え、新型コロナウイルスのほうもまだまだのようです。暑さで体のほうも大分ダメージを受けているようで、夏ばてを解消し、感染しないよう努めていきたいと思えます。

今月も推進委員の皆様にも出席をいただきまして、総会となります。大変お忙しい中、ご苦労さまです。

また、先週21日には、土浦市において農業者年金加入推進特別研修会がありました。出席をいただいた委員の皆様、大変ご苦労さまでした。また、開会に先立ちまして、行方市、八千代町が表彰を受けてまいりました。それから事務局の箕輪係長には実績発表報告と、大変ご苦労さまでございました。年金の加入推進につきましては、今年目標に向けて、あと少し加入者を増やしていきたいと思えますので、皆様お忙しい中ではありますが、推進のほうよろしく願いをいたします。

以上で挨拶に代えます。

(経過報告)

事務局 それでは、続きまして、日程第3、経過報告に移ります。

9月行事経過報告によりご説明いたします。

8月31日、新任農業委員並びに農地利用最適化推進委員研修会、こちらは小川文化センターアピオス大ホールにおきまして、講演並びに各事業の説明を受けました。出席者につきましては、橋本委員、関口推進委員、事務局のほうで出席をいたしました。

9月21日、先ほど会長のほうからも申されましたが、農業者年金加入推進特別研修会、こちらはクラフトシビックホール土浦におきまして、独立行政法人農業者年金基金より、本市農業委員会が新規加入者数全国第9位、女性新規加入者数全国第8位、目標達成度合い全国第3位ということで、表彰を受けました。また、事例報告といたしまして、「農業者年金の加入推進を繰り返して感じたこと」と題しまして、箕輪係長のほうが事例報告を行いました。出席者につきましては、高塚会長、根崎委員、椎名委員、小沼委員、大久保委員、橋本委員、事務局のほうで出席をいたしました。

9月25日、本日でございます、第10回の総会となっております。以上でございます。

		(議長の選出)
事務局		それでは、続きまして、日程第4に入ります。 議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。
		(資格審査報告)
議長		それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員は1名ですので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。
		(会期の決定)
議長		本日の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全員		異議なし。(全員一致)
議長		異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
		(議事録署名人の選出)
議長		会議録署名人を議長において次のように指名いたします。 19番清水量委員 1番矢幡幹守委員。
		(書記の選出)
議長		総会書記として、事務局の稲田事務局長補佐、箕輪係長を任命いたします。
		(議案の審議)
議長		それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第70号)
議長		議案第70号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。
事務局		議案第70号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年9月25日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては第1項から第6項までとなっております。 事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。 なお、第1項から第6項におきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議長		それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査委員より調査の報告を求めます。
1 2 番		12番、根本です。第1項について調査報告をいたします。

なお、本件は、大久保委員、吉田推進委員、日下推進委員と共に調査してまいりました。

第1項、譲受人は、東京都多摩市在住、自営業兼農業、72歳の男性の方。譲渡人は、市内北高岡在住、54歳、農業の男性です。土地は、市内行戸区の畑1,856平方メートル、申請事由は自家用農産物栽培で、区分は、売買による所有権移転であります。譲渡人は、40年前に当地に別荘を建て、近くにあった母親の実家の畑を借り、自家用農産物を35年以上、1年も休むことなく耕作してきたそうであります。このたびの制度の改定に伴い、購入を決意したそうであります。年間の農作業は150日程度、農機具等もそろっており、調査の結果、許可相当であると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 調査の結果は、何ら問題ないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。

議長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 1 番 11番、風間です。2項の案件について報告します。

今回の調査は、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口、石田委員さんと共に調査してまいりました。

譲受人は、市内芹沢地区在住、45歳、会社員の男性です。譲渡人は、市内芹沢地区在住、58歳、農業の男性です。申請事由は、譲受人の方が農地を取得し家庭菜園作りをしたいとのこと。区分は、売買による所有権移転となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 調査の結果は、何ら問題は無いということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

1 5 番 15番、郡司です。第3項について、高塚会長に代わって報告いたします。

調査は、高塚会長と野原推進委員が同行して行いました。

譲受人は市内手賀在住、60代の会社員の男性の方です。譲渡人も市内手賀在住、70代の農業の男性の方です。申請事由は、自給作物栽培のためとのこと。区分は、売買による所有権移転になります。譲受人は4年前移住してきたそうで、住宅や家庭菜園をそのまま使っているそうです。一体的に使っていた隣接する畑248平方メートルを、今回譲り受けるということになったそうです。畑には梅や栗を栽培するそうです。場所は、養徳寺より東へ700メートルぐらいで、自宅より20メートル、1分ぐらいのところ。調査の結果、許可相当と思います。皆様の

		ご審議、よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9	番 19番、清水です。4項の調査報告をします。 この案件の調査には、本澤、近藤両委員さんと、大原、横田両推進委員さんの協力をいただいて行ってまいりました。 譲受人は、市内三和に在住する農業兼会社員の55歳の方です。譲渡人は、79歳の方で、2人の関係は同居の親子ということであります。申請事由ですが、農業経営の世代交代をするために、贈与により所有権の移転をしたいというものでございます。農機具等も整っており、問題のないものというふうに調査をしてまいりました。皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、何ら問題ないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
8	番	8番、古渡です。5項の調査報告をいたします。 この案件は、推進委員の川島さんに同行していただきました。 譲受人は、行方市玉造甲に住む会社役員兼農業をやっている36歳の男性です。譲渡人は、玉造甲に住む72歳の男性です。申請事由は、売買による所有権移転になります。場所は、玉造中学校から200メートルぐらい、自宅からは500メートルぐらいになります。農機具類もそろっていて、何ら問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4	番 14番、大久保です。6項について調査報告をします。 この案件は、根本委員、日下、吉田両推進委員の協力を得ました。 譲受人の方は、市内小幡在住、63歳の農業男性の方、渡人の方は、常陸太田市在住、62歳の会社員の男性の方。譲受人の方は、夫婦と長男と研修生1人で田畑合わせて344アール、甘薯等を栽培している専業農家の方です。申請事由は、記載のとおり、農業経営の規模拡大で、区分は売買による所有権移転になります。ま

た、当該地は自宅より東へ50メートルと近く、もともと借りていた農地になります。農機具等もそろっており、年間従事日数も280日と要件を満たしており、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議 長 調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。

(議案第71号)

議 長 次に、議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明を願ひます。

事 務 局 議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和5年9月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。  
案件につきましては、第1項から第2項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付をしておりますので割愛させていただきます。以上です。

議 長 それでは1項ごとに審議をいたします。

3 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。  
3番、近藤でございます。1項について、調査報告いたします。  
調査には、本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員に協力していただきました。申請人は、行方市次木在住の35歳の男性です。土地は、行方市次木地内1,946平米のうちの397平米です。申請事由は、農業用倉庫の建築となります。自宅の敷地にある作業所では手狭になっており、新たに倉庫を建築する必要になりました。今回申請がありました土地は、自宅に隣接していたため農地と分からず、6月に擁壁を施工してしまったため、始末書も添付されております。資金借入れの文書、農地転用の隣地の同意書、事業計画書、見積り等関係書類も添付されており、何の問題もないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、関係書類も整っており、始末書等も添付されており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

2 番 2番、谷田川です。2項について調査報告いたします。  
調査については、麻生、太田両地区、4名で調査してまいりました。  
申請人は、市内石神在住、50代の男性です。申請事由は、50年ほど前から農地

		であることを気づかず、進入路及び宅地の一部として使用していました。今回、進入路及び宅地拡張に当たり、違反転用の是正となります。調査の結果、始末書等書類も添付されており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、始末書も添付され、必要書類もそろっているということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第72号)
議	長	次に、議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局長
局		議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり承認申請があったので提案する。令和5年9月25日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては、第1項から第6項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、矢幡です。第1項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。 借受人は、市内五町田に本店がある法人で、代表者は60歳台、男性。貸渡人は、市内五町田在住、同法人の役員で50歳台、女性です。目的は、市内井貝にあるこの法人の井貝営業所で、当該法人の工事等で発生する木質材料の粉碎エリア拡張と堆肥保管場所、資材置場、駐車場、試験施設の設置のためです。区分は、賃貸借権の設定です。場所は、水戸神栖線行方の池辺商店から、繕沢方面に600メートルほど進んだところに所在します。申請は、畑4筆1,189.98平米、そのうちの972.98平米は農振地域で、令和5年8月9日付で、行方市長から農業振興地域整備計画変更の見込みについての通知を受けています。バイオマス燃料等試験施設の南東側には、山林を挟んで住居があるため、防塵対策ネットを設置する計画です。令和5年5月12日から、許可なくバイオマス燃料等試験施設の一部及び資材仮置場として使用している状況にありますが、これについての始末書や関係書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、始末書等も添付され、書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)



議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議 9	長 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 9番、内藤です。第2項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎両委員、関口、石田両推進委員さんの協力の下、調査をしてみました。 譲受人の方は、広島県広島市に在住する会社法人代表取締役の男性です。譲渡人の方は、石岡市に在住する72歳の女性です。申請事由は、太陽光発電設備で、区分については売買の所有権移転です。譲渡人の方は、今後もう耕作できないことから、申請人に役立てたいということでした。譲受人の方は、広島でウエスト・エネルギーソリューションという会社の経営者で、申請地に用いるパネル545パネル44.55キロワットを発電する計画でございます。現場は、国道355号沿いで、現在は休耕地になっております。詳細については、事業計画、資金証明書等もそろっております。調査の結果、許可相当と調査をしてみました。皆様方の審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め2項は原案のとおり可決いたします。
議 2	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 2番、谷田川です。3項について調査報告いたします。 調査については、麻生、太田両地区、4名で調査してみました。 受人は、潮来市在住、20代の会社員の男性。渡人は、市内石神在住、50代の会社員の男性です。2人の関係は親子です。申請事由は、自己用住宅です。区分は、使用貸借権、結婚を機に現在の居宅が手狭になったため、自己用住宅を建築したいそうです。調査の結果、書類等も通っており、許可相当と調査してみました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 1 1	長 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。 11番、風間です。4項の調査報告をします。 今回の調査も、根崎、内藤両委員さん、推進委員の関口、石田両委員さんと共に調査してみました。 譲受人は、水戸市に本社のある建設機械、車両などのリースを行う法人、代表の方です。男性です。譲渡人は、市内玉造甲地区在住、63歳、公務員の男性です。申請事由は、既存施設に隣接しており、利便性がよいので、資材置場兼駐車場にする

	ための申請です。区分は賃貸借権設定となります。場所は、上山セブンイレブンより西方向に100メートルほどの所です。調査の結果、関係書類もそろい、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	調査の結果は、関係書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。(全員一致)
議 長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 長	次に、5項、6項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
9 番	9番、内藤です。それでは、5項、6項について関連がありますので、一括で調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口、石田両推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人の方は、5項6項とも玉造浜に在住する会社代表取締役の男性です。譲受人の方は、行方市玉造に在住する70歳の男性です。第6項の譲渡人の方は、同じく行方市玉造に在住する79歳の男性です。申請事由については、5項、6項とも本社建設で、区分については売買による所有権移転です。譲受人の現在の会社敷地が狭くなり、申請地に本社機能を移したい、そういう計画をしております。譲渡人は、5項、6項ともに年齢が高齢になり、譲りたいとのこと。現場はちょうど国道354号、玉造中学校信号の少し先のところで、5項、6項とも休耕地となっておりました。必要書類として事業計画書、資金計画書等も整っております。調査の結果、許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。
議 長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	異議なし。(全員一致)
議 長	異議なしと認め、5項、6項は原案のとおり可決いたします。
	(議案第73号)
議 長	次に、議案第73号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第73号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。 令和5年9月25日提出、行方市農業委員会 会長 高塚利英。 案件につきましては、第1項から第2項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議 長	それでは、1項ごとに審議をいたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。

5 番 5番、橋本です。1項の案件について報告します。  
 なお、この案件については、平塚委員、宮内、内山推進の協力の下、調査してまいりました。  
 申請人は、市内岡在住の70歳台の男性。申請事由は、地目変更です。場所は、岡黒後の畑です。面積は235平米。約30年前から山林化しています。現地を見る限り、畑に復元するのは不可能と思います。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 調査の結果は、畑に復元することは無理ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は非農地証明書を交付することに決定をいたします。

議 8 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。  
 8番、古渡です。第2項の調査報告をいたします。  
 この案件は、推進委員の川島さんに同行していただきました。  
 申請人は、行方市玉造甲に住む73歳の会社役員の男性です。場所は、玉造中学校から北へ500メートルぐらいのところになっております。約30年前から山林になっており、国道354号の脇になります。非農地証明交付相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、非農地証明交付相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項は非農地証明書を交付することに決定をいたします。

(議案第74号)

議 長 次に、議案第74号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事 務 局 議案第74号 行方市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和5年9月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。  
 別紙、資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。農地利用集積計画総括表のほうでご説明させていただきます。  
 新規設定6件、1万8,085平方メートル。続きまして、更新の設定で21件、35筆8万942平米となります。新規、更新の合計といたしまして、合計27件、47筆9万9,027平米となります。  
 次のページ、農用地利用権設定の一覧ということで、設定者、受ける者、設定した土地、利用権の内容、期間、賃借料の記載がされておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
全 員 異議なし。（全員一致）  
議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定と  
いたします。

（議案第75号）

議 長 次に、議案第75号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定につ  
いての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第75号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、  
下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年9月25日提出、行方市農  
業委員会長 高塚利英。

別紙、資料ナンバー2をご覧くださいと思います。

茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県  
農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。

2枚目、農地中間管理事業・総括表でご説明いたします。

新規設定、田1件、1筆2,116平米。畑が1件で1筆1,275平米となりま  
す。合計で2件、2筆3,391平米となります。

次のページ、農用地利用集積計画一覧表で、設定者、受ける者、土地、期間、賃借  
料、契約年数が記載されておりますので確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
全 員 異議なし。（全員一致）  
議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定につ  
いては原案のとおり決定といたします。

（議案第76号）

議 長 次に、議案第76号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意  
見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第76号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定  
について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年9月25日提  
出、行方市農業委員会長 高塚利英。

別紙、資料ナンバー3をご覧くださいと思います。

令和5年9月8日付で行方市長より行方市農業委員会長宛てに、農用地利用配分計  
画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業  
を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社に提出するものとなります。

計画案が2件、2筆3,391平米となります。詳細につきましては、次のペー  
ジ、一覧表でご確認いただきたいと思います。

なお、議案第75号の農用地利用集積計画等集積計画の報告と、本配分計画案の決

定は同時施行となります。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、報告することにより、農地中間管理機構が受けて農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。

議 全 議 長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
員 異議なし。(全員一致)  
長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

(議案第77号)

議 長 議案第77号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第77号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和5年9月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。  
資料、別紙4をご覧くださいと思います。  
令和5年9月8日付で、行方市長より農用地利用促進計画案に関わる意見を求められております。  
計画案は農地の再転貸を行うものであり、計画案が2筆4,250平米となります。詳細につきましては、次のページ一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。

議 全 議 長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。  
員 異議なし。(全員一致)  
長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

(報告第39号) (報告第40号) (報告第41号) (報告第42号)

議 長 次に、報告案件に入ります。報告第39号 制限除外の移動届の受理について、報告第40号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第42号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明を願います。

事 務 局 報告第39号 制限除外の移動届の受理について、下記の通り報告する。令和5年9月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。  
案件につきましては、第1項のみとなります。長野江地内、電線増強工事並びに耐雷化工事の届となります。  
続きまして、報告第40号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に

について、下記の通り報告する。令和5年9月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

こちらにつきましては、相続により所有権を取得された方の届出の一覧となります。第1項から第5号までとなります。こちらご確認いただきたいと思います。

続きまして、報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和5年9月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

こちらにつきましては、合意解約より賃借権を解約した通知の一覧となります。第1項から第2項となります。ご確認いただきたいと思います。

続きまして、報告第42号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記とおり報告する。令和5年9月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。

こちらにつきましては、8月に提出いただきました農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動記録を集計したものととなります。こちらもご確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 報告案件についての質疑を求めます。

ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 それでは、異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後 3時43分

議 長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第10回総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。